

第 3 号議案

平成 26 年度事業計画（案）

日本における世界連邦運動は尾崎行雄、湯川秀樹ら多くの先人の英知と不断の努力により全国で展開され歴史を刻んできた。

世界連邦運動は、恒久平和を切望する日本国民の心からの叫びであり、この願いと努力の結果、戦後 60 年の時を経て平成 17 年 8 月の国会決議の中で「世界連邦実現への道の探求」が盛り込まれるに至ったところである。

世界は東西冷戦の終結後も、民族紛争や地域間紛争が多発し、また戦争やテロの脅威と緊張も去らず、多くの犠牲者や難民が発生するという憂慮すべき状況に及んでいる。“平和の世紀”と期待される 21 世紀において、核兵器廃絶の願いはなおかなえられず、安全保障を巡っても微妙な局面を迎えているうえ、地球環境問題も深刻化するなど、新たな世界秩序の必要性和実現への期待は一段と高まっているといえよう。

世界連邦宣言を行った全国の自治体でつくる当協議会は、加盟団体の団結と連携により世界平和の確立と地球環境保全のために一層積極的な活動の展開に努める。

1 世界連邦思想の普及と情報の発信・提供

- (1) 自治体協新聞『いま、一つの世界を』を作成、発行する。
- (2) 世界連邦の思想や運動、宣言自治体全国協議会の周知を図るため、リーフレットを活用するなどして PR に努める。
- (3) ホームページの運用により情報の発信に努める。
- (4) 世界連邦推進事業交付金を活用した取り組み等を通じて世界連邦思想・運動の普及を図る。
- (5) 世界連邦運動の情報提供のため世界連邦運動協会が発行する『世界連邦 Newsletter』を購入、配布する。
- (6) 同協会主催の世界連邦推進全国小・中学生ポスター・作文コンクールへの参加を推進する。

2 世界連邦宣言自治体全国協議会の活性化

- (1) 世界連邦推進事業交付金制度を活用し、加盟自治体が行う世界連邦・平和関連事業の活性化に役立てる。

平成 26 年度は、羽村市が中学生を広島へ派遣し「平和を願う作文」を募る広島平和啓発施設見学会の支援に充てる。

- (2) 協議会のホームページやリーフレットを活用し、世界連邦思想の普及と協議会活動の PR を図るとともに、他の平和関係団体との連携を進める。
- (3) 当協議会の組織拡大に向け、宣言状況の確認を行うとともに、当協議会未加盟の宣言自治体に加盟を呼び掛ける。

3 世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金運動

募金は国連UNHCR協会と日本UNICEF協会へ寄託するとともに、世界連邦・平和推進事業や中東和平に向けた取り組み等に役立てるため、世界連邦推進事業基金に積み立てる。

4 関係団体との連携促進

- (1) 国内の世界連邦関係団体間の連携を密にするとともに、世界連邦思想の普及啓発等に協力し合う。

(世界連邦フォーラム2014 in 東京＝9月23日・日比谷図書文化館)

講演：世界連邦へ「科学」「哲学」からアプローチ（HPで詳細紹介）

- (2) 自治体で構成する平和首長会議、日本非核宣言自治体との連携。

(国内加盟都市会議＝11月10～11日・長野県松本市)



世界連邦推進 広島平和啓発施設見学会

東京都羽村市（平成26年8月5日～7日）

参加者・引率者

- 参加者 6人
市内中学校3校×2人(校長推薦)
- 引率者 3人
市内中学校教員1人
企画政策課職員2人

広島でのスケジュール

8月5日(火)
ヒロシマ青少年平和の集い

8月6日(水)

広島平和記念式典参列

A班 第一県女の原爆体験談を聞く

B班 広島平和記念資料館・慰霊碑等見学

8月7日(木)

A班 広島平和記念資料館・慰霊碑等見学

B班 広島二中の原爆体験談を聞く



原爆体験談を聞く

目的

- 世界の平和は、人類共通の願い
- 次世代に平和の大切さを伝えていくことが必要
- 発信できる人材を育成

全体スケジュール

7月11日(金) 説明会・事前研修1回目

7月31日(木) 事前研修2回目・出発式

8月5日(火)～7日(木) 広島施設見学等

8月13日(水) 事後研修

8月15日(金) 報告会

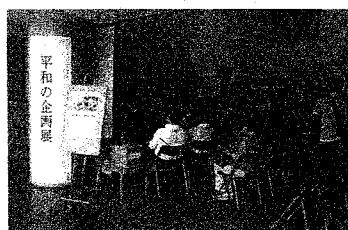


事前学習

報告会

日時 平成26年8月15日(金)10:00～

会場 羽村市生涯学習センターゆとろぎ
平和の企画展内



第4号議案

平成26年度収支予算（案）

（自）平成26年4月 1日

（至）平成27年3月31日

■収入の部

（単位：円）

科目	本年度	前年度	増減額	備考
負担金	881,000	862,000	19,000	2県 44市区 15町 計61自治体
繰越金	109,566	184,552	△ 74,986	前年度から
繰入金	800,000	5,800,000	△ 5,000,000	世界連邦推進事業基金から
雑収入	434	448	△ 14	預金利子等
合計	1,791,000	6,847,000	△ 5,056,000	

■支出の部

（単位：円）

科目	本年度	前年度	増減額	備考
事務消耗品費	20,000	10,000	10,000	総会資料等
通信費	50,000	30,000	20,000	郵便料等
事業費	800,000	5,800,000	△ 5,000,000	難民募金事務経費 世界連邦推進事業交付金
会議費	100,000	400,000	△ 300,000	理事会・総会準備関係経費等
旅費・交通費	240,000	170,000	70,000	渉外・調整関係経費等
情宣費	550,000	300,000	250,000	自治体協新聞作成発行 啓発リーフレット増刷・配布 世界連邦Newsletter購読・広告 ホームページ管理運営 各種啓発事業発信・参加経費等
負担金	20,000	120,000	△ 100,000	事業参加等経費
積立金	10,000	10,000	0	世界連邦推進事業基金に
予備費	1,000	7,000	△ 6,000	
合計	1,791,000	6,847,000	△ 5,056,000	

世界連邦推進事業基金

前年度末現在高	当年度積立額	当年度取崩額	当年度末予定高
5,891,353	1,250,000	800,000	6,341,353

当年度積立：1,250,000 世界平和・難民救済募金から

当年度取崩：800,000 本会計に繰り入れ事業費に充当

世界連邦宣言自治体全国協議会規約

昭和50年11月14日改正

昭和60年10月30日改正

平成15年10月24日改正

平成21年 7月31日改正

平成25年 7月26日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、世界連邦宣言自治体全国協議会という。

(組織)

第2条 本会は、世界連邦宣言をした地方自治体（以下「自治体」という。）をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、恒久平和達成のための国民の間に世界連邦主義を普及し自治体における連携の機関として世界平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 世界連邦運動推進のため、関係団体との協力活動を通じ世界連邦思想の普及。
- (2) 宣言自治体相互の連絡調整による世界連邦運動の展開。
- (3) 世界連邦未宣言自治体の宣言促進。
- (4) 研究会、講習会の開催。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、会長の所在地に置く。

第2章 役員

(役員の構成)

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事	若干名
監 事	2 名

(役員の選任)

第7条 会長及び副会長は、総会において互選する。

- 2 理事の定数、理事及び監事の選任方法等は理事会に諮って、会長がこれを定める。

(任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員である首長が次の首長選挙において再任されたときは、元の地位に復するものとする。

(役員の任務)

第9条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、これを代理する。

3 理事は、理事会において重要会務を審議するほか、予算を議決し、決算の認定を行う。

4 監事は、会計の監査にあたる。

(顧問、相談役、参与)

第10条 本会に、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

2 顧問、相談役及び参与は、理事会の議決を経て会長がこれを委嘱する。

3 顧問、相談役及び参与は、理事会において意見を述べることができる。

第3章 総会

(総会の種別)

第11条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。

(開催)

第12条 総会は、毎年1回とし、臨時総会は会長が必要と認めるとき開催する。

(表決)

第13条 総会の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議長、副議長)

第14条 総会の議長は会長、副議長は、副会長及び開催地の首長がこれにあたる。

(出席者)

第15条 総会には、自治体の首長及び議会代表者が出席するものとする。ただし、やむを得ないことがあるときは、その代理者を出席させることができる。

(議決)

第16条 総会は、理事会の審議を経た重要案件を議決する。

第4章 理事会

(招集及び議長)

第17条 理事会は、会長がこれを招集し、開催地の首長が議長となる。

(理事会の組織)

第18条 理事会は、会長、副会長、理事及び監事をもって組織する。

2 理事会は、総会に付議する重要案件を審議、決定にあたる。

(表決)

第19条 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 会計

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(経費)

第21条 本会の経費は、自治体の分担金及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 自治体の分担金は別表のとおりとする。

(予算の議決)

第22条 本会の毎年度歳入歳出予算は、理事会の議決を経て、総会の承認を得るものとする。

(決算の認定)

第23条 本会の決算は、理事会の認定に付し、総会に報告するものとする。

第6章 事務局

(事務局の職員)

第24条 事務局には、局長及び職員を置く。

(事務局職員の委嘱)

第25条 事務局長の任免は、会長が理事会に諮って行うものとする。

2 職員の任免は、局長が会長の承認を得て行うものとする。

(事務局の構成及び職務分掌)

第26条 事務局の構成、職務分掌は、理事会に諮って会長が定める。

第7章 補則

(規約の改正)

第27条 規約の改正及び解散については、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この規約は、議決の日から施行する。この規約施行の際、現に役員の職にあるものは規約による役員とみなす。

別表（第21条関係）

自治体の分担金

区 分		分 担 金 額
都 道 府 県		40,000円
政 令 指 定 都 市		40,000円
市 及 び 特 別 区	人口50万人以上	25,000円
	30万人以上50万人未満	20,000円
	20万人以上30万人未満	18,000円
	10万人以上20万人未満	13,000円
	5万人以上10万人未満	10,000円
	5万人未満	8,000円
町		5,000円
村		4,000円

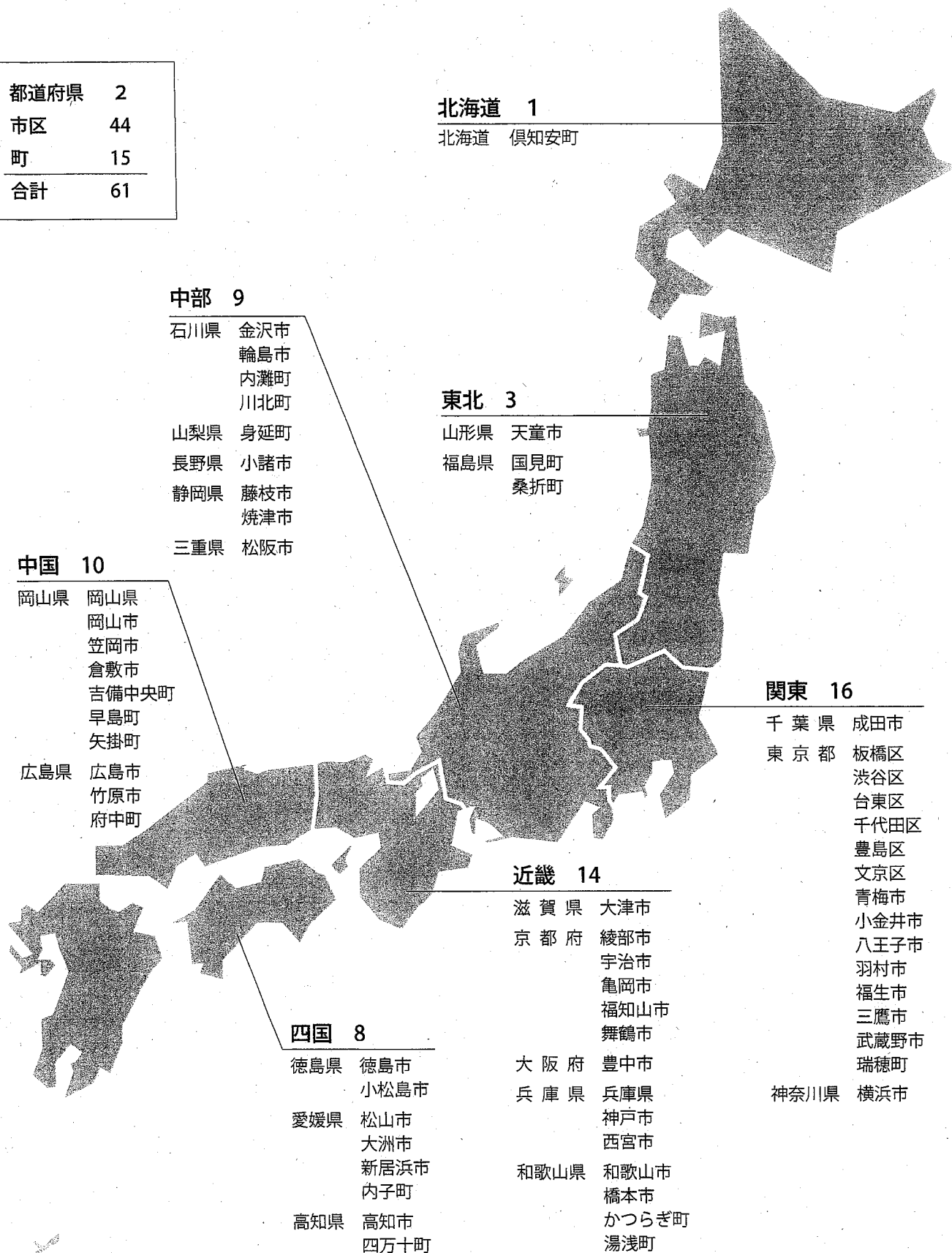
（平成2年7月31日改正）

総 会 開 催 状 況

ブロック	開 催 地
北 海 道	
東 北	秋 田 市＝平成２年 福 島 市＝平成８年
関 東	澁 谷 区＝昭和５６、６２、平成７年 文 京 区＝昭和６１年 横 浜 市＝平成元年 武蔵野市＝平成１０、２４年 千代田区＝平成１３年 小金井市＝平成２０年
中 部	金 沢 市＝昭和５５、平成１９、２１年 蒲 郡 市＝昭和６０年 焼 津 市＝平成４、２５年
近 畿	大 津 市＝昭和５４年 綾 部 市＝平成５、１２年 京 都 市＝平成１５、１８、２２、２３年 (主催１５宇治、１８亀岡、２２・２３綾部)
中 国	岡 山 市＝昭和５１、５２、５３、６３、平成６、１６年 広 島 市＝昭和５７年（平成２６年＝中止） 高 梁 市＝平成１１年
四 国	新居浜市＝昭和５９年 徳 島 市＝平成１４、１７年
九 州	長 崎 市＝昭和５８、平成３年 熊 本 市＝平成９年

(昭和５１年以降)

都道府県	2
市区	44
町	15
合計	61



世界連邦宣言自治体全国協議会は、全国の自治体が世界連邦・平和宣言を行うとともに、
当協議会に加盟し共に活動を展開することを呼びかけています。

世界連邦宣言状況

(年表記は西暦)

自治体名	宣言日	自治体名	宣言日	自治体名	宣言日	自治体名	宣言日	自治体名	宣言日
北海道	10	文京区	60. 9.30	焼津市	61. 6.15	吉野町	74. 3.16	下関市	05.12.21
根室市	57. 3.11	台東区	61.12.26	浜松市	69. 3.25	斑鳩町	97. 6.24	徳島県	4
砂川市	59. 3.30	板橋区	68. 9.30	富士宮市	71. 7. 2	御杖村	83.11.18	徳島県	83. 3.17
歌志内市	60. 5.14	青梅市	58. 4. 5	藤枝市	78. 1.26	和歌山県	13	鳴門市	57.11.28
赤平市	60. 7.23	三鷹市	60. 3.28	静岡市	05.12.15	和歌山県	59.10.10	小松島市	57.12.26
芦別市	61. 9.25	武蔵野市	60. 6.28	愛知県	3	御坊市	58.12.23	徳島市	61. 3.30
夕張市	86. 3.28	小金井市	60. 9.27	愛知県	63. 9.30	和歌山市	59.10.24	香川県	6
八雲町	08. 3.21	立川市	69. 3.27	名古屋	63. 9.18	新宮市	59.11.10	香川県	83.10. 7
上富良野町	60.10.27	福生市	70.12.21	蒲郡市	68.10. 5	有田市	59.12.22	高松市	57.11.18
沼田町	63. 9.28	東村山市	73.12.18	三重県	2	橋本市	59.12.24	坂出市	59.12.21
俱治安町	73. 6.23	羽村市	73.12.20	名張市	58. 6.16	紀の川市	07. 3.27	観音寺市	61. 3.24
青森県	1	武蔵村山市	74. 6.21	松阪市	05.12.22	湯浅町	57.12.21	善通寺市	69. 7. 5
青森市	61. 6. 9	八王子市	78.12.21	滋賀県	4	美浜町	59. 3.19	琴平町	56. 6. 8
岩手県	8	小平市	80. 3.25	滋賀県	64. 9.19	太地町	59. 4.30	愛媛県	7
岩手県	71.12.17	町田市	95. 6.29	彦根市	57. 6.24	那智勝浦町	59.12.25	愛媛県	61. 7. 6
盛岡市	58.12.20	瑞穂町	73. 6.27	長浜市	58. 9.26	上富田町	60. 3.26	松山市	57.12.15
宮古市	59. 3.27	神奈川県	4	大津市	69. 3.20	かつらぎ町	63. 7.31	新居浜市	57.12.20
久慈市	06.12.20	神奈川県	70. 3.27	京都府	8	鳥取県	4	西条市	57.12.23
岩手町	59. 3.16	茅ヶ崎市	62.12.19	綾部市	50.10.14	鳥取県	59. 3.20	大洲市	59. 3.20
紫波町	59. 5.23	横浜市	70.12. 7	亀岡市	55. 6.28	鳥取市	58. 3.29	宇和島市	06.12.22
栗石町	77.12.22	真鶴町	64. 3.19	京都市	57.10.18	大山町	55.11. 1	内子町	60. 6.15
滝沢村	70. 6.27	新潟県	2	宇治市	60.12.19	三朝町	57. 9.16	高知県	10
秋田県	7	五泉市	61. 1.18	福知山市	70. 9.30	岡山県	15	高知県	64. 7. 8
秋田県	61. 4. 1	村上市	09. 8.28	舞鶴市	70.10. 2	岡山県	57. 7. 8	高知市	62. 3.17
大館市	83. 9. 8	富山県	2	宮津市	71. 3.29	岡山市	57. 2.26	安芸市	62. 3.17
鹿角市	89.12.22	富山県	57. 9.27	南丹市	07.12.21	倉敷市	57. 3.19	室戸市	62. 3.20
小坂町	89.12.25	富山市	05.12. 6	大阪府	7	総社市	57. 4. 9	南国市	65. 3.25
東成瀬村	77.12.20	石川県	14	大阪府	63.10.11	新見市	57. 5.30	土佐市	72. 3.22
大瀧村	77.12.23	石川県	57.12.16	大阪市	63. 6.25	津山市	58. 1.10	須崎市	72. 9.29
上小阿仁村	88.12.22	金沢市	57. 9.26	豊中市	64.12.17	笠岡市	58. 5.30	宿毛市	73.12.26
山形県	2	輪島市	57.10. 2	交野市	68. 2.19	玉野市	58. 9.30	土佐清水市	74. 3.29
天童市	63. 3.20	小松市	57.12.16	八尾市	83.10. 4	高梁市	58.12.18	四万十町	07.10. 5
米沢市	89. 3.23	七尾市	57.12.18	岬町	78. 9.28	備前市	59.12.15	福岡県	1
福島県	6	羽咋市	57.12.24	太子町	81. 6.25	井原市	60. 7.13	福岡県	58. 3.10
福島県	71. 2.24	加賀市	64. 9.22	兵庫県	10	矢掛町	57.12. 5	長崎県	3
郡山市	71. 6.19	野々市市	84. 3.19	兵庫県	63. 3.25	早島町	58. 3.11	長崎県	60. 3.17
福島市	73. 3.22	白山市	05. 6.29	尼崎市	57. 4.25	和気町	84. 3.22	長崎市	58. 1.18
桑折町	77. 6.23	津幡町	57.12.18	姫路市	57. 7.22	吉備中央町	12. 6.26	佐世保市	69. 3.29
国見町	77. 9.16	穴水町	57.12.21	加古川市	58. 6.18	広島県	13	熊本県	6
川俣町	77.12.23	志賀町	57.12.21	川西市	59. 1. 1	広島県	59. 3.18	熊本県	59. 3.21
茨城県	2	川北町	58. 6.25	西脇市	60. 3.30	広島市	54.10.30	熊本市	59. 3.19
龍ヶ崎市	71. 3.22	内灘町	58.10. 1	神戸市	62. 3.23	福山市	56. 3.22	八代市	59. 6.15
常陸太田市	73.12.19	福井県	2	明石市	63. 3. 7	尾道市	57. 9.18	人吉市	59. 7. 8
埼玉県	3	大野市	60. 3.31	西宮市	65. 3.30	府中市	58. 4.21	山鹿市	60. 7.15
本庄市	63. 3.11	福井市	60. 6. 7	宝塚市	65. 9.24	呉市	58. 7.23	菊池市	61. 4. 3
北本市	86. 6.16	山梨県	1	奈良県	13	三原市	58. 8. 6	宮崎県	1
上里町	95. 3.24	身延町	69. 8.22	奈良県	61. 3. 7	庄原市	58. 9.12	宮崎市	04. 6.23
千葉県	2	長野県	3	天理市	56. 9.28	三次市	59. 3. 3	鹿児島県	1
千葉県	61. 7.10	長野県	57.10. 1	奈良市	61. 3.27	大竹市	59. 3.24	喜界町	58. 1.28
成田市	58.10.31	小諸市	68. 9.27	桜井市	73. 9.25	竹原市	59. 5.28		
東京都	21	軽井沢町	70.12.15	五條市	73.12.18	廿日市市	59.11. 9		
東京都	63. 2.26	岐阜県	2	大和郡山市	74. 6.28	府中町	73. 9.27		
千代田区	58. 6.27	岐阜県	68.12. 9	三宅町	61. 4.15	山口県	4		
豊島区	59. 6.26	神戸町	59. 4.10	田原本町	73.12.15	美祢市	58. 7.28		
渋谷区	60. 2.10	静岡県	6	川西町	73.12.20	柳井市	58. 8.27		
中野区	60. 3. 3	静岡県	73. 3.20	三郷町	74. 3.15	岩国市	59.12.17		

計 233

(世界連邦宣言自治体全国協議会

調べ＝2014年4月)